



# 神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
 神戸市役所  
 編集兼印刷発行人 神戸市長  
 発行日 毎週火曜日

## 目次 規則

- ▽神戸市会計規則等の一部を改正する規則  
 [会計室会計課] 5420
- ▽神戸市区の設置等に関する条例等の一部を  
 改正する条例の施行期日を定める規則  
 [行財政局区役所課] 5431

## 告示

- ▽港湾施設の供用廃止（新港第4突堤）  
 [港湾局経営課] 5432
- ▽港湾施設の供用開始及び規模の変更（新港  
 第4突堤） [港湾局経営課] 5432
- ▽指定管理者の指定（神戸市神戸駅南駐車場）  
 [建設局道路計画課] 5433
- ▽緑地の保全、育成及び市民利用に関する条  
 例による緑地の保存区域等の変更  
 [建設局公園部計画課] 5433
- ▽放置自転車等の撤去及び保管  
 [建設局西部建設事務所] 5434

## 公告

- ▽一般競争入札による特定調達契約の締結  
 （環境局犬猫等死体処理業務）  
 [環境局業務課] 5436

## 水道局

- ▽水道局日宿直規程を廃止する規程  
 [水道局経営企画課] 5441
- ▽神戸市水道局分課規程等の一部を改正する  
 規程 [水道局経営企画課] 5442
- ▽神戸市指定給水装置工事事業者の廃止  
 [水道局配水課] 5459
- ▽神戸市指定給水装置工事事業者の指定  
 [水道局配水課] 5459

## 交通局

- ▽神戸市交通局会計規程の一部を改正する規  
 程 [交通局経営企画課] 5460

## 監査委員

▽監査公表 [監査事務局第1課] 5465

規 則
-----

神戸市会計規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年1月5日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第38号

神戸市会計規則等の一部を改正する規則

（会計規則の一部改正）

第1条 神戸市会計規則（昭和39年3月規則第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（収納手続）</p> <p>第31条 出納員、区出納員、分任出納員及び区分任出納員（第83条を除き、以下「出納員等」という。）が、収入金を収納したときは、納入者に領収証書を交付しなければならない。ただし、自動装置による収入その他領収証書を発行しがたい収入については、この限りでない。</p>	<p style="text-align: center;">（収納手続）</p> <p>第31条 出納員、区出納員、分任出納員及び区分任出納員（<u>第37条の2及び第83条</u>を除き、以下「出納員等」という。）が、収入金を収納したときは、納入者に領収証書を交付しなければならない。ただし、自動装置による収入その他領収証書を発行しがたい収入については、この限りでない。</p>
<p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">（<u>指定納付受託者</u>による納付）</p>	<p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">（<u>指定代理納付者</u>による納付）</p>

第37条の2 部局の長は、地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）を指定しようとするときは、会計管理者に協議しなければならない。

第37条の2 出納員又は分任出納員（次項及び第4項において「出納員等」という。）は、地方自治法第231条の2第6項の規定により、納入義務者が、歳入の納付に関する事務を適切かつ確実に遂行することができる者として市長が指定をした者（以下「指定代理納付者」という。）が交付し又は付与する施行令で定める証票その他の物又は番号、記号その他の符号を提示し又は通知して、当該指定代理納付者に当該納入義務者の歳入を納付させることを申し出た場合には、これを承認することができる。この場合において、歳入徴収者は、当該歳入の納期限にかかわらず、その指定する日までに、当該歳入を当該指定代理納付者に納付させることができる。

2 出納員等は、前項の承認をしたときは、当該納入義務者にその旨を証する書面を交付することができる。

3 第1項の場合において、当該指定代理納付者が同項の指定する日までに当該歳入を納付したときは、同項の承認があつた時に当該歳入の納付がされたものとみなす。

4 前項の場合において、出納員等は、

納入義務者に対し第31条第1項の領収証書（以下この項において「領収証書」という。）を交付するものとする。この場合において、第2項の書面を交付しているときは、当該書面を領収証書とみなす。

5 部局の長は、指定代理納付者を指定しようとするときは、会計管理者に協議しなければならない。

6 市長は、指定代理納付者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

（繰替払）

第52条 次の各号に掲げる経費の支払については、指定金融機関等にその収納に係る当該各号に掲げる現金を繰り替えて使用させることができる。

(1)、(2) [略]

(3) 第37条の2第1項の規定により納入義務者が指定代理納付者に納付させる歳入に係る指定代理納付取扱手数料 指定代理納付者により納付される収入金

（賠償責任を負う職員の指定）

第83条の2 地方自治法第243条の2の2第1項後段の規定により規則で

（繰替払）

第52条 次の各号に掲げる経費の支払については、指定金融機関等にその収納に係る当該各号に掲げる現金を繰り替えて使用させることができる。

(1)、(2) [略]

(3) 歳入等（地方自治法第231条の2の2に規定する歳入等をいう。以下同じ。）を納付しようとする者が同条の規定により指定納付受託者に納付を委託した当該歳入等に係る取扱手数料 指定納付受託者により納付される収入金

（賠償責任を負う職員の指定）

第83条の2 地方自治法第243条の2の2第1項後段の規定により規則で

指定する職員は、次の各号に掲げるその職員が直接補助する事務に係る行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員とする。

(1) 支出負担行為 支出負担行為を行うことについて専決することができる職員（神戸市事務分掌規則（平成31年3月規則第66号）第228条の規定その他これに類する規定により支出負担行為の専決に係る事務を代行している場合にあつては、当該代行を行つている職員）

(2) [略]

(3) 地方自治法第232条の4第2項の確認 次に掲げる職員

ア 地方自治法第232条の4第2項の確認を行うことについて専決することができる職員（神戸市事務分掌規則第228条第2項の規定その他これに類する規定により地方自治法第232条の4第2項の確認に係る事務を代行している場合にあつては、当該代行を行つている職員）

イ、ウ [略]

(4) 支出又は支払 次に掲げる職員

ア～ウ [略]

エ 支出又は支払を行うことにつ

指定する職員は、次の各号に掲げるその職員が直接補助する事務に係る行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員とする。

(1) 支出負担行為 支出負担行為を行うことについて専決することができる職員（神戸市事務分掌規則（平成31年3月規則第66号）第223条の規定その他これに類する規定により支出負担行為の専決に係る事務を代行している場合にあつては、当該代行を行つている職員）

(2) [略]

(3) 地方自治法第232条の4第2項の確認 次に掲げる職員

ア 地方自治法第232条の4第2項の確認を行うことについて専決することができる職員（神戸市事務分掌規則第223条第2項の規定その他これに類する規定により地方自治法第232条の4第2項の確認に係る事務を代行している場合にあつては、当該代行を行つている職員）

イ、ウ [略]

(4) 支出又は支払 次に掲げる職員

ア～ウ [略]

エ 支出又は支払を行うことにつ

いて専決することができる職員  
 (神戸市事務分掌規則第228条第  
2項その他これに類する規定に  
 より支出又は支払の専決に係る  
 事務を代行している場合にあつ  
 ては、当該代行を行つている職  
 員)

- (5) 地方自治法第234条の2第1項  
 の監督又は検査 次に掲げる職員  
 ア 神戸市事務分掌規則第228条の  
 規定その他これに類する規定に  
 より、神戸市契約規則(昭和39  
 年3月規則第120号)第52条の2、  
 第58条の2又は第65条の2の規  
 定により委任を受けた主管課長  
 の事務を代行している職員  
 イ～エ [略]

いて専決することができる職員  
 (神戸市事務分掌規則第223条第  
2項その他これに類する規定に  
 より支出又は支払の専決に係る  
 事務を代行している場合にあつ  
 ては、当該代行を行つている職  
 員)

- (5) 地方自治法第234条の2第1項  
 の監督又は検査 次に掲げる職員  
 ア 神戸市事務分掌規則第223条の  
 規定その他これに類する規定に  
 より、神戸市契約規則(昭和39  
 年3月規則第120号)第52条の2、  
 第58条の2又は第65条の2の規  
 定により委任を受けた主管課長  
 の事務を代行している職員  
 イ～エ [略]

(地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則の一部改正)

第2条 地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則(昭和39年10月規則第54号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(指定納付受託者による納付)</p> <p>第32条の2 部局の長は、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者(以下「指定納付受託者」という。)</u>を指定しようとするときは、<u>会計管理者に協議しなければならない。</u></p>	<p>(指定代理納付者による納付)</p> <p>第32条の2 <u>金銭出納員又は金銭分任出納員(次項及び第4項において「金銭出納員等」という。)</u>は、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定により、納入義務者が、歳入の納付に関する事務を適切かつ確実に遂行することができる者として市長が指定をした者(以下「指定代理納付者」という。)</u>が交付し又は付与する施行令で定める<u>証票その他の物又は番号、記号その他の符号を提示し又は通知して、当該指定代理納付者に当該納入義務者の歳入を納付させることを申し出た場合には、これを承認することができる。この場合において、収入決定者は、当該収入の納期限にかかわらず、その指定する日までに、当該収入を当該指定代理納付者に納付させることができる。</u></p> <p>2 <u>金銭出納員等は、前項の承認をしたときは、当該納入義務者にその旨を証する書面を交付することができる。</u></p> <p>3 <u>第1項の場合において、当該指定代理納付者が同項の指定する日まで</u></p>

に当該歳入を納付したときは、同項の承認があつた時に当該歳入の納付がされたものとみなす。

4 前項の場合において、金銭出納員等は、納入義務者に対し第26条の領収証書（以下この項において「領収証書」という。）を交付するものとする。この場合において、第2項の書面を交付しているときは、当該書面を領収証書とみなす。

5 部局の長は、指定納付受託者を指定しようとするときは、会計管理者に協議しなければならない。

6 市長は、指定代理納付者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

（賠償責任を負う職員の指定）

第124条 地方公営企業法第34条の規定により準用される地方自治法第243条の2の2第1項後段の規定により規則で指定する職員は、次の各号に掲げるその職員が直接補助する事務に係る行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員とする。

(1) 支出負担行為 支出負担行為を行うことについて専決することができる職員（神戸市事務分掌規則（平成31年3月規則第66号）第228

（賠償責任を負う職員の指定）

第124条 地方公営企業法第34条の規定により準用される地方自治法第243条の2の2第1項後段の規定により規則で指定する職員は、次の各号に掲げるその職員が直接補助する事務に係る行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員とする。

(1) 支出負担行為 支出負担行為を行うことについて専決することができる職員（神戸市事務分掌規則（平成31年3月規則第66号）第223



条第2項の規定その他これに類する規定により支出負担行為の専決に係る事務を代行している場合にあつては、当該代行を行つている職員)

(2) [略]

(3) 地方自治法第232条の4第2項の確認 第37条第2項の審査を行う経理担当課長(神戸市事務分掌規則第228条第2項の規定その他これに類する規定により第37条第2項の審査に係る事務を代行している場合にあつては、当該代行を行つている職員)

(4) 支出又は支払 次に掲げる職員  
ア、イ [略]

ウ 支出又は支払を行うことについて専決することができる職員(神戸市事務分掌規則第228条第2項その他これに類する規定により支出又は支払の専決に係る事務を代行している場合にあつては、当該代行を行つている職員)

(5) 地方自治法第234条の2第1項の監督又は検査 次に掲げる職員  
ア 神戸市事務分掌規則第228条の規定その他これに類する規

条第2項の規定その他これに類する規定により支出負担行為の専決に係る事務を代行している場合にあつては、当該代行を行つている職員)

(2) [略]

(3) 地方自治法第232条の4第2項の確認 第37条第2項の審査を行う経理担当課長(神戸市事務分掌規則第223条第2項の規定その他これに類する規定により第37条第2項の審査に係る事務を代行している場合にあつては、当該代行を行つている職員)

(4) 支出又は支払 次に掲げる職員  
ア、イ [略]

ウ 支出又は支払を行うことについて専決することができる職員(神戸市事務分掌規則第223条第2項その他これに類する規定により支出又は支払の専決に係る事務を代行している場合にあつては、当該代行を行つている職員)

(5) 地方自治法第234条の2第1項の監督又は検査 次に掲げる職員  
ア 神戸市事務分掌規則第223条の規定その他これに類する規

定により、神戸市契約規則第52条の2、第58条の2又は第65条の2の規定により委任を受けた主管課長の事務を代行している職員 イ～エ [略]	定により、神戸市契約規則第52条の2、第58条の2又は第65条の2の規定により委任を受けた主管課長の事務を代行している職員 イ～エ [略]
--	--

(市長の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)

第3条 神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則（平成31年3月規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(その他の事務の委任) 第54条 前各条に定めるもののほか、地方自治法第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務は、区長に委任する。 (1) 手数料（次に掲げるものを除く。）、使用料、延滞金、滞納処分費、弁償金、受益者負担金、分担金、過怠金及び過料の徴収に関すること。	(その他の事務の委任) 第54条 前各条に定めるもののほか、地方自治法第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務は、区長に委任する。 (1) 手数料（次に掲げるものを除く。）、使用料、延滞金、滞納処分費、弁償金、受益者負担金、分担金、過怠金及び過料の徴収に関すること。

ア 区役所における証明書等の交付に係る手数料であって地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者により納付されるもの

イ～エ [略]

(2)～(26) [略]

第72条 地方自治法第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務は、水道事業管理者に委任する。

(1)～(5) [略]

(6) 水道事業管理者が徴収する料金等の収受に係る地方自治法第231条の2の3第1項の規定に基づく指定納付受託者の指定に関すること。

第74条 地方自治法第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務は、交通事業管理者に委任する。

(1) [略]

(2) 乗合自動車乗車料条例及び高速鉄道乗車料条例に規定する乗車料金の収受に係る地方自治法第231条の2の3第1項の規定に基づく指定納付受託者の指定に関すること。

(3)、(4) [略]

ア 区役所における証明書等の交付に係る手数料であって地方自治法第231条の2第6項に規定する指定代理納付者により納付されるもの

イ～エ [略]

(2)～(26) [略]

第72条 地方自治法第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務は、水道事業管理者に委任する。

(1)～(5) [略]

(6) 水道事業管理者が徴収する料金等の収受に係る地方自治法第231条の2第6項の規定に基づく指定代理納付者の指定に関すること。

第74条 地方自治法第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務は、交通事業管理者に委任する。

(1) [略]

(2) 乗合自動車乗車料条例及び高速鉄道乗車料条例に規定する乗車料金の収受に係る地方自治法第231条の2第6項の規定に基づく指定代理納付者の指定に関すること。

(3)、(4) [略]

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。以下「一部改正法」という。）附則第19条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた一部改正法第6条の規定による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）（以下「旧地方自治法」という。）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者による歳入の納付及び当該指定代理納付者に納付させる歳入に係る指定代理納付取扱手数料の繰替払については、第1条による改正後の神戸市会計規則第37条の2及び第52条第3号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 一部改正法附則第19条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方自治法第231条の2第6項に規定する指定代理納付者による歳入の納付については、第2条による改正後の地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則第32条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 一部改正法附則第19条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方自治法第231条の2第6項の規定に基づく指定代理納付者により納付される手数料についての第3条による改正後の神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則第54条第1号アの規定の適用については、同号ア中「地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第6条の規定による改正前の地方自治法第231条の2第6項に規定する指定代理納付者」とする。

神戸市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和4年1月6日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第39号

神戸市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

神戸市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例（令和3年12月条例第21号）の施行期日は、令和4年2月14日とする。ただし、同条例第1条中第4条及び同条の表の改正規定並びに同条例附則第2項の規定の施行期日は、同月18日とする。

## 告 示

## 神戸市告示第643号

次の港湾施設は、令和4年1月4日限り、その一部の供用を廃止した。

令和4年1月6日

神戸市長 久元喜造

## 岸壁

名 称	位 置	延 長	幅
新港第4突堤岸壁	中央区新港町	(西) 390mのうち100m	6.8m

## 野積場及びふ頭用地

名 称	位 置	規 模
新港ふ頭地域野積場	中央区新港町第4突堤	7,294㎡のうち706.90㎡

## 神戸市告示第644号

次の港湾施設は、令和4年1月4日から供用を開始した。

また、次の港湾施設について、令和4年1月4日からその規模を改めた。

令和4年1月6日

神戸市長 久元喜造

## 1 供用を開始する港湾施設

## 荷さばき地

名 称	位 置	規 模
新港第4突堤荷さばき地	中央区新港町	4,433.32㎡

## 駐車場

名 称	位 置	規 模
新港第4突堤東駐車場	中央区新港町	706.90㎡
新港第4突堤西駐車場	中央区新港町	2,974.08㎡

## 2 規模を改める港湾施設

## 道路

名 称	位 置	規 模		幅 員
		現 行	変更後	
新港ふ頭地域道路	中央区新港町第4突堤	349m	384.9m	18.1m

**神戸市告示第646号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定した。

令和4年1月18日

神戸市長 久元喜造

- 1 公の施設の名称  
神戸市神戸駅南駐車場
- 2 指定管理者  
神戸電鉄グループ共同事業体  
代表者 神戸電鉄株式会社  
代表取締役 寺田 信彦  
神戸市兵庫区新開地1丁目3番24号
- 3 指定期間  
令和4年3月28日から令和8年3月31日まで

**神戸市告示第647号**

緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例（平成3年4月条例第2号）第4条第1項の規定により緑地の保存区域等を変更するので、同条第10項において準用する同条第8項の規定により、つぎのとおり告示します。

令和4年1月18日

神戸市長 久元喜造

種別	地域名	位置	増減面積	区域
緑地の保存区域	六甲山系地域	中央区神戸港地方字布引，加納町1丁目の各一部	約0.1ヘクタール	神戸市建設局公園部計画課備付けの図面のとおり
緑地の保全区域	六甲山系地域	北区山田町下谷上字下鷺谷，山田町下谷上字五池谷，山田町下谷上字前浦，山田町下谷上字西丸山，山田町下谷上字門口，広陵町1丁目，広陵町2丁目，広陵町3丁目，広陵町4丁目の各一部	約38.7ヘクタール	
	帝釈丹生山地域	北区山田町原野字八王子，山田町原野字大瀧山，青葉台，山田町上谷上字三ツ谷，山田町上谷上字松尾，山田町上谷上字神ノ木，山田町上谷上字菖蒲澤，花山東町，	約17.4ヘクタール	

		有野町唐櫃の各一部	
緑地の育成区域	六甲山系地域	北区ひよどり台1丁目, ひよどり台南町1丁目, ひよどり台南町3丁目, ひよどり台南町4丁目, 山田町下谷上字中一里山, 山田町下谷上字横谷, 山田町下谷上字中一里山, 山田町小部字大平山, 山田町小部字杉ノ木, 長田区雲雀ヶ丘3丁目, 須磨区車字大口池, 車字岩山の各一部	約11.4ヘクタール
	高取・須磨地域	須磨区妙法寺字兀山, 妙法寺字女夫岩, 妙法寺字念佛谷, 妙法寺字横川の各一部	約0.8ヘクタール

### 神戸市告示第648号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年1月18日

神戸市長 久元喜造

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去及び保管した自転車等の台数、撤去及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり。

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

(1) 西部保管所・西代保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

(2) 須磨保管所・名谷保管所

ア 火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで

（ただし、即時撤去日より7日間は(1)と同様の運用とする。）

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

※但し、全保管所、日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から



1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。)を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去及び保管した自転車等の台数	撤去及び保管した年月日	問い合わせ先
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 17台	令和3年12 月1日	神戸市須磨区 妙法寺字ヌメリ石1番地の 1 建設局西部建設事務所 電話742-2424
	長田・須磨区管内長期 放置	自転車 22台 原動機付自転車 1台		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 30台	令和3年12 月2日	
	長田・須磨区管内長期 放置	自転車 23台 原動機付自転車 2台		
須磨区須磨浦 通2丁目2番 須磨保管所	須磨・須磨海浜公園駅 周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台	令和3年12 月7日	
	長田・須磨区管内長期 放置	自転車 3台		
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	板宿駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台	令和3年12 月8日	
	長田・須磨区管内長期 放置	自転車 3台		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 15台	令和3年12 月9日	
	長田・須磨区管内長期 放置	自転車 18台		
須磨区西落合 6丁目1番 名谷保管所	名谷・妙法寺駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台	令和3年12 月14日	
	長田・須磨区管内長期 放置	自転車 7台 原動機付自転車 3台		
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	長田・須磨区管内長期 放置	自転車 7台	令和3年12 月15日	
長田区御屋敷 通2丁目6番	新長田駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 19台	令和3年12 月16日	

	長田・須磨区管内長期 放置	自転車	19台	
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	板宿・西代駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	7台	令和3年12 月21日
	長田・須磨区管内長期 放置	自転車	1台	

## 公 告

### 神戸市公告第1018号

一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）を締結するので、特例政令第6条並びに神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の5第1項において読み替える規則第4条及び規則第27条の5第2項の規定により、次のとおり公告します。

令和4年1月18日

神戸市長 久元喜造

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 委託業務の名称

犬猫等死体処理業務

##### (2) 履行期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

##### (3) 調達内容の概要

###### ① 趣旨

神戸市の策定する一般廃棄物処理基本計画に基づき、犬猫等の死体の適正な処理のために実施する業務を委託します。

###### ② 業務内容

犬猫等死体収集運搬業務、犬猫等死体処理手数料収納業務、土曜及び日曜日、そのほか神戸市が指定する期間における犬猫等死体処理の受付業務など

上記、調達内容の詳細については入札説明書（特例政令第8条に規定する文書をいう。以下同じ。）に記載しています。

##### (4) 委託業務の履行場所、作業場所等

犬猫等死体収集運搬業務については市内全域（収集は環境局事業所及び市民の住居並びに路上等、搬入先は神戸市が指定する焼却場）

犬猫等死体処理手数料収納業務については市内全域（申告のあった市民の住居及び神戸市の指定する金融機関）

土曜及び日曜日、そのほか神戸市が指定する期間における犬猫等死体処理の受付業務に

については受託者の事業所

## 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 令和2年度及び令和3年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。
- (2) 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第7条第5項第4号イ～ヌまでのいずれにも該当しないこと。
- (4) 過去に継続して1年以上、一般廃棄物収集運搬業務を行った実績を有すること。
- (5) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。

## 3 特定調達契約に関する事務を担当する部局

神戸市中央区磯上通7丁目1番5号（郵便番号651-0086）  
三宮プラザEAST 2階  
神戸市環境局業務課（電話番号078-595-6143）

## 4 入札に参加する者に必要な資格の審査

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布、審査の通知方法については、入札説明書によります。

## 5 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

### (1) 交付期間

公告の日から令和4年2月4日（金）まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。なお、インターネットホームページからダウンロードする場合は、この限りでない。）

### (2) 交付場所

神戸市中央区磯上通7丁目1番5号（郵便番号651-0086）

三宮プラザEAST 2階

神戸市環境局業務課（電話番号078-595-6143）

神戸市環境局インターネットホームページ

<https://www.city.kobe.lg.jp/a04164/kurashi/recycle/gomi/dashikata/koubo2021.html>

### (3) 交付方法

無料交付

## 6 入札に参加する者に必要な資格審査の申請書の提出期間及び提出場所

### (1) 提出期間

公告の日の翌日から令和4年2月7日（月）まで

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

### (2) 提出場所（持参すること）

神戸市中央区磯上通7丁目1番5号（郵便番号651-0086）

三宮プラザEAST 2階

神戸市環境局業務課（電話番号078-595-6143）

7 入札参加資格の審査及び通知

(1) 入札参加資格は提出された書類により審査し、その結果を令和4年2月14日（月）以降に入札参加資格審査通知書により送付します。

なお、審査において必要がある場合、提出者に対してヒアリングをすることがあります。

(2) 入札参加資格がないと認定された者には、(1)の通知書に理由を付します。

8 契約条項を示す場所及び入札に必要な書類を示す場所

神戸市中央区磯上通7丁目1番5号（郵便番号651-0086）

三宮プラザE A S T 2階

神戸市環境局業務課（電話番号078-595-6143）

9 質疑応答

(1) 申請者は、入札書の提出に関して、質疑の有る場合は、後日、配布する質疑回答書を下記に掲げる提出期限内に、Eメールで提出してください。

(2) 提出期限

令和4年2月21日（月）まで

(3) 回答は、7で入札参加資格があると認定された者すべてに対し、Eメールにて、令和4年2月28日（月）までに送付する予定です。

なお、質問に対する回答は、入札説明書記載事項の追加又は修正とみなします。

10 入札書の提出期間、提出場所及び提出方法

(1) 提出期間

令和4年3月7日（月）午後1時30分から午後2時まで

(2) 提出場所

神戸市中央区磯上通7丁目1番5号（郵便番号651-0086）

三宮プラザE A S T 地下1階 環境局会議室1

(3) 提出書類

① 入札書

② 入札額内訳明細書（見積単価、3年間の予定総額）

※なお、①及び②の書類については、入札参加資格審査通知書に同封します。

(4) 提出方法

持参すること。

(5) 開札にあたっての交渉はしません。

(6) 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

11 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和4年3月7日（月）午後2時

(2) 場所

神戸市中央区磯上通7丁目1番5号（郵便番号651-0086）

三宮プラザE A S T 地下1階 環境局会議室1

(3) 入札書の提出者は開札に立ち会ってください。場合により、再入札を行うことがあります。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- (2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- (3) 入札書に記名及び押印がないとき。
- (4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
- (5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- (6) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。
- (7) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。
- (8) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (9) 第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「協同組合」という。）とその組合員の関係にある場合に該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効にします。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはなりません。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

13 落札者等の決定の方法

- (1) 落札予定者の決定は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず委託料の予定価格（消費税抜き）以下で、最低価格の入札書（消費税抜き）を提出した者を落札予定者とします。なお、本契約は単価契約のため、以下の項目について単価を提示し、3年間推定処理量の頭数・出務日数等を乗じて計算した3年間の予定総額にて比較します。

見積項目

見積項目	単価単位	3年間推定処理量
犬猫等死体処理費用（手数料収納業務含む）	1頭	22,752頭
処理不能時にかかる費用	1頭	1,449頭
土曜日申告受付業務出務費用	1日	157日
日曜日申告受付業務出務費用	1日	156日
猪・鹿等収集運搬処理業務	1頭	126頭

ただし、著しく低い金額による入札書で本業務の円滑な遂行に疑義がある場合は、低入札価格調査を行うことがあります。

- (2) 最低価格の入札書を提出した者が2者以上あった場合は、くじにより落札予定者を決定します。
- (3) 開札の結果、すべてが予定価格を超える入札書であるなどのため、落札予定者がいないときは、直ちに出席している入札書の提出者に再入札をしていただくことがあります。
- (4) 再入札をするに当たって、1回目の入札での最低価格の入札金額のみを発表します。このため、再入札書の金額は、この発表を聞いた上でこれ未満の金額を記入してください。
- (5) 再入札となった場合、入札に参加する者に必要な資格の審査の申請に届け出た使用印鑑（1回目の入札に使用した印鑑）が必要となりますが、持参できないときは、委任状を提



出することで、代理人の印を使用して入札を行うことができます。

- (6) 再入札により落札予定者が決定しない場合には、入札を打ち切ります。この場合、交渉して落札予定者とすることがあります。
- (7) 落札予定者の提出した入札書が無効である場合は、2番札の者を落札予定者とします。  
なお、2番札の者の入札書が無効である場合は、順次繰り上げて決定します。
- (8) 入札結果は、本市ホームページ等で公表します。

#### 14 契約期間

契約期間は、令和4年4月1日より令和7年3月31日までとします。

#### 15 特定調達契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

#### 16 入札保証金

入札保証金は、神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

#### 17 その他

- (1) この契約は単価契約とします。
- (2) 本業務委託にかかる令和4年度神戸市一般会計予算が成立しない場合は、この契約を締結することができない場合があります。
- (3) この契約は「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）」に規定する委託契約等に該当することから、契約者が暴力団関係事業者と判明した場合は、契約後も同要綱に基づいて除外措置を取るとともに、事業者名を公表する場合があります。
- (4) 契約予定者は本市が必要と認める期間において、前受託者より業務内容の引継を受け、業務開始日までに本業務の遂行に支障がないようにして下さい。  
なお、これらに要する費用はすべて契約予定者又は契約者の負担とします。
- (5) この入札について苦情のある者は、神戸市特定調達調査委員会へ苦情の申出をすることができます。

#### 18 Summary

- (1) Contract Content : Animal carcasses collection and transport processing.
- (2) Deadline for submitting application forms and other required documents by those intending to make bids : 5:00 P.M. February 7, 2022.
- (3) Deadline for submitting bids : 2:00 P.M. March 7, 2022.
- (4) Applicants can obtain bid application forms at the Residential Waste Management Division, Environment Bureau, Kobe City Hall, 7-1-5 Isogamidori, Chuo-ku, Kobe 651-0086 Sannomiya Plaza EAST 2nd floor.  
TEL:078-595-6143

水道局

水道局日宿直規程を廃止する規程をここに公布する。

令和4年1月4日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

神戸市水道管理規程第20号

水道局日宿直規程を廃止する規程

水道局日宿直規程（昭和35年12月水道管理規程第19号）は、廃止する。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

神戸市水道局分課規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年1月6日

神戸市水道事業管理者 山 本 泰 生

神戸市水道管理規程第21号

神戸市水道局分課規程等の一部を改正する規程

(水道局分課規程の一部改正)

第1条 神戸市水道局分課規程(平成24年3月水道管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(分課)</p> <p>第2条 水道局に次の課を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;">経営企画課</p> <p style="padding-left: 2em;">政策調整課</p> <p style="padding-left: 2em;">施設課</p> <p style="padding-left: 2em;">配水課</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>営業課</u></p> <p>2、3 [略]</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第7条 第2条第1項の組織の分掌事務は、次のとおりとする。</p>	<p>(分課)</p> <p>第2条 水道局に次の課を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;">経営企画課</p> <p style="padding-left: 2em;">政策調整課</p> <p style="padding-left: 2em;">施設課</p> <p style="padding-left: 2em;">配水課</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>お客さまサービス課</u></p> <p>2、3 [略]</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第7条 第2条第1項の組織の分掌事務は、次のとおりとする。</p>



<p>経営企画課 (1)～(17) [略]</p> <p>政策調整課 (1)～(9) [略]</p> <p>施設課 (1)～(9) [略]</p> <p>配水課 (1)～(14) [略]</p> <p><u>営業課</u> (1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 水道料金その他収入金の徴収及び還付（他の所管に属するものを除く。）に関する<u>こと。</u></u></p> <p><u>(6) 使用水量の査定及び調査に関する<u>こと。</u></u></p>	<p>経営企画課 (1)～(17) [略]</p> <p>政策調整課 (1)～(9) [略]</p> <p>施設課 (1)～(9) [略]</p> <p>配水課 (1)～(14) [略]</p> <p><u>お客さまサービス課</u> (1)～(4) [略]</p>
---	---

(水道局事業所規程の一部改正)

第2条 神戸市水道局事業所規程（平成24年3月水道管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

(センターの事務分掌)

第5条 センターの事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) [略]
- (2) 配水操作に関すること。
- (3) [略]
- (4) 水道メーター（ただし、口径50ミリメートル以上の大型メーターを除く。）の維持作業に関すること。
- (5) 貯蔵品の受払及び管理に関すること。

(センターの事務分掌)

第5条 センターの事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 水道料金その他収入の徴収及び還付（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (2) 使用水量の査定及び調査に関すること。
- (3) センターにおける広報及び相談並びにお客さまサービスの企画及び推進に関すること。
- (4) 貯蔵品の受払及び管理に関すること。
- (5) 水道メーター（ただし、口径50ミリメートル以上の大型メーターを除く。）の維持作業に関すること。
- (6) 配水操作に関すること。
- (7) [略]
- (8) [略]

(6) センターにおける広報及び相談  
に関すること。

(水道局水道技術管理者の設置等に関する規程の一部改正)

第3条 神戸市水道局水道技術管理者の設置等に関する規程（平成27年3月水道管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
法第19条第2項 各号に掲げる事 務	水道技術管理補助者	法第19条第2項 各号に掲げる事 務	水道技術管理補助者
第1号に掲げる 事務	水道局浄水管理セン ター担当部長、水道 局東部センター、北 センター及び垂水セ ンターの所長並びに 水道局中部センター 及び西部センターの センター担当課長	第1号に掲げる 事務	水道局浄水管理セン ター担当部長、水道 局東部センター工事 担当課長、水道局北 センター所長並びに 水道局中部センタ ー、西部センター及 び垂水センターのセ ンター担当課長
[略]	[略]	[略]	[略]

(水道局副局長等専決規程の一部改正)

第4条 水道局副局長等専決規程(昭和35年7月水道管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前

別表第2

財務関係事務

決裁区分	副局長	副局長 (水道技術管理者) は、経営課長 (※印)は、経営課長 の副局長に合 議すること)	監理担当課長 その他特定課 長(明記のとお り)	課長担当課長 (※印)は、経 営企画課長に 合議すること)	第2類事業所 長共通(※印) は、経営企画 課長に合議す ること)	第3類事業所 長共通(※印) は、経営企画 課長に合議す ること)	備考
決定	調達	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	(1) [略]
	契約	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	(2) <u>配水課長</u> <u>施設課長</u> 、 <u>送水管理担当課長</u> 、 <u>中部センタ</u> <u>一、西部センタ</u> <u>一及び垂水セン</u> <u>ターのセンター</u> <u>担当課長</u> 、 <u>北セ</u> <u>ンター所長</u> 並び に <u>工事担当課長</u> が水道事業会計 の貯蔵品から資 材を購入すると きは、制限なし

改正後

別表第2

財務関係事務

決裁区分	副局長	副局長 (水道技術管理者) は、経営課長 (※印)は、経営課長 の副局長に合 議すること)	監理担当課長 その他特定課 長(明記のとお り)	課長担当課長 (※印)は、経 営企画課長に 合議すること)	第2類事業所 長共通(※印) は、経営企画 課長に合議す ること)	第3類事業所 長共通(※印) は、経営企画 課長に合議す ること)	備考
決定	調達	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	(1) [略]
	契約	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	(2) <u>施設課長</u> <u>配水課長</u> 、 <u>送水管理担当課長</u> 、 <u>東部センタ</u> <u>一、北センタ</u> <u>一及び垂水センタ</u> <u>一の所長</u> 、 <u>中部</u> <u>センター及び西</u> <u>部センターのセ</u> <u>ンター担当課長</u> 並びに <u>工事担当</u> <u>課長</u> が水道事業 会計の貯蔵品か ら資材を購入す

に調達決定できる。 (3)～(5) [略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
ときは、制限なしに調達決定できる。 (3)～(5) [略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
(1) 単価契約 工事(配水管工事、道路掘削跡復旧工事、不断水せん孔工事、ガス切断及び溶接工事、塗装工事等)の金額は、予定価格を示す。 (2) 契約の項における副局長及び監理担当課長の決裁区分は、経理契約の場合に適用する。	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
① 2億円以下 ② 全て(単価契約工事)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
請負 製造 施工・施行決定	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
設計・仕様の他一部変	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
決定	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
(1)、(2) [略] (3) 北センチダ	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]



次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第3		別表第3	
その他の事務		その他の事務	
区分	決裁事項	区分	決裁事項
[略]	[略]	[略]	[略]
副局長 (水道技術管理者)	[略]	副局長 (水道技術管理者)	[略]
担当部長共通 (浄水管理センター 所長、 中部センター 所長及び西部 センタ	1 重要でない照会、回答、通知、届出、申請、申告、報告、進達、副申、通達等に関すること。 2 軽易定例なもの以外の証明に関すること。 3 その他前2号に準ずる事項に関すること。		



一 所長  
を含む)

課長・担当課長共通（東部センター所長、北センター所長及び垂水センター所長を含む）

[略]

配水課長 1

[略]

課長・担当課長共通

[略]

[略]

[略]

配水課長 1

[略]

2 工業用水道の給水施設工事の委託発注に関すること。

3 給水装置用器具・材料（管理者の指定するもの）の使用承認に関すること。

4 工業用水道の給水量の認定に関すること。（定標準によるもの。）

5 工業用水道条例等工業用水道事業関係諸条例に係る軽易な事件の調査及

	2 [略]		<u>び処理に関すること。</u>
給水担当 課長	1、2 [略] 3 <u>工業用水道の給水施設 工事の委託発注に関する こと。</u> 4 <u>給水装置用器具・材料 (管理者の指定するも の)の使用承認に関する こと。</u> 5 <u>助成金(給水装置工事 関係)の交付決定及び支 出に関すること。</u> 6 <u>工業用水道の給水量の 認定に関すること。(定 標準によるもの。)</u> 7 <u>工業用水道条例等工業 用水道事業関係諸条例に 係る軽易な事件の調査及 び処理に関すること。</u>	給水担当 課長	1、2 [略]
営業担 当部長	1 軽易又は定例な証明に 関すること。 2 軽易又は定例な行政財 産の使用許可その他管理 に関すること。 3 公文書の公開に係る軽 易な事項に関すること。 4 個人情報の開示、訂		

	<p>正、削除その他個人情報の保護に係る軽易な事項に関すること。</p> <p>5 水量の認定に関すること。</p> <p>6 給水停止に関すること。</p> <p>7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の5に基づく徴収停止及び第171条の6に基づく履行延期の特約等に関すること。</p> <p>8 その他前各号に準ずる事項に関すること。</p>
--	--

<u>営業課長</u>	[略]
-------------	-----

<u>担当課長（料金担当）</u>	<p>1 水量の認定に関すること。（定標準によるもの。）</p> <p>2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の5に基づく徴収停止及び第171条の6に基づく履行延期の特約等に関すること。</p>
-------------------	--

[略]	[略]
-----	-----

--	--

<u>お客さまサービス課長</u>	[略]
-------------------	-----

<u>浄水管理センター担当部長</u>	<p>1 重要でない照会、回答、通知、届出、申請、申告、報告、進達、副申、通達等に関すること。</p> <p>2 軽易定例なもの以外の証明に関すること。</p> <p>3 その他前2号に準ずる事項に関すること。</p>
---------------------	---

[略]	[略]
-----	-----

東部センター所長、北センター所長、垂水センター所長並びに中部センター及び西部センターの担当課長

1 [略]

2 [略]

3 その他前2号に準ずる事項に関する事。

東部センター所長及び北センター所長

1 軽易又は定例な照会、回答、通知、届出、申請、申告、報告、進達、副申、通達等に関する事。

2 公文書の公開に係る軽易な事項に関する事。

3 給水停止に関する事。

4 軽易又は定例な証明に関する事。

5 水道条例等水道事業関係諸条例違反の調査報告に関する事。

6 水量の認定に関する事。(定標準によるもの。)

7 受水タンク以下の各戸徴収許可に関する事。

8 助成金(給水装置工事関係)の交付決定及び支出に関する事。

9 [略]

10 その他前各号に準ずる事項に関する事。

中部センター、西

1 重要でない照会、回答、通知、届出、申請、申告、報告、進達、副

部センター及び垂水センターの担当部長	申、通達等に関すること。 2 軽易定例なもの以外の証明に関すること。 3 水量の認定に関すること。(定標準によらないもの。) 4 給水停止に関すること。 5 その他前各号に準ずる事項に関すること。
--------------------	--

中部センター、西部センター及び垂水センターのセンター担当課長	1 水道条例等水道事業関係諸条例違反の調査報告に関すること。 2 軽易又は定例な照会、回答、通知、届出、申請、申告、報告、進達、副申、通達等に関すること。 3 軽易又は定例な証明に関すること。 4 水量の認定に関すること。(定標準によるもの。) 5 受水タンク以下の各戸徴収許可に関すること。 6 助成金(給水装置工事関係)の交付決定及び支
--------------------------------	---

			出に関する事 7 公文書の公開に係る軽 易な事項に関する事 8 その他前各号に準ずる 事項に関する事
		垂水セ ンター 担当部 長並び に中部 センタ ー及び 西部セ ンター のお客 さま担 当課長	地方自治法施行令(昭和22 年政令第16号)第171条の5 に基づく徴収停止及び第17 1条の6に基づく履行延期 の特約等に関する事
[略]	[略]	[略]	[略]

(係長以上の職にある者が欠けたときの事務取扱いに関する規程)

第5条 係長以上の職にある者が欠けたときの事務取扱いに関する規程(昭和40年5月水道管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 課長 課長、担当課長、水質試験所長、東部センター所長、北センター所長、<u>垂水センター所長</u>その他これらに準ずる者</p> <p>(3) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 課長 課長、担当課長、水質試験所長、東部センター所長、北センター所長その他これらに準ずる者</p> <p>(3) [略]</p>

(管理又は監督の地位にある職員の指定に関する規程)

第6条 管理又は監督の地位にある職員の指定に関する規程（昭和41年12月水道管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年3月条例第5号）第3条の2に規定する職員は、次の各号に掲げる職にある職員と</p>	<p>神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年3月条例第5号）第3条の2に規定する職員は、次の各号に掲げる職にある職員と</p>

する。

(1)、(2) [略]

(3) 課長、担当課長、水質試験所  
長、東部センター所長、北センタ  
ー所長及び垂水センター所長

する。

(1)、(2) [略]

(3) 課長、担当課長、水質試験所  
長、東部センター所長及び北セン  
ター所長

#### 附 則

この管理規程は、公布の日から施行し、この管理規程による改正後の神戸市水道局分課規程、神戸市水道局事業所規程、神戸市水道局水道技術管理者の設置等に関する規程、水道局副局長等専決規程、係長以上の職にある者が欠けたときの事務取扱いに関する規程及び管理又は監督の地位にある職員の指定に関する規程の規定は、令和4年1月1日から適用する。



**神戸市水道告示第20号**

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第7条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により告示する。

令和4年1月18日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

事業者			事業所		廃止年月日
氏名又は名称	所在地	代表者	名称	所在地	
小崎設備	神戸市須磨区 多井畑字前所 1-203	小崎 歩	小崎設備	神戸市須磨区 多井畑字前所 1-203	令和3年12 月30日

**神戸市水道告示第21号**

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第5条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により告示する。

令和4年1月18日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

事業者			事業所		指定年月日
氏名又は名称	所在地	代表者	名称	所在地	
株式会社 昭和ホーム設備	大阪府東大阪 市藤戸新田二 丁目7番17号	代表取締役 村井 英謙	株式会社 昭和ホーム設備	大阪府東大阪 市藤戸新田二 丁目7番17号	令和3年12 月31日
株式会社 小崎設備	神戸市須磨区 白川台2-59 -4-301	代表取締役 小崎 歩	株式会社 小崎設備	神戸市須磨区 白川台2-59 -4 落合橋 ビル3F	令和3年12 月31日
株式会社 日本ウォーター テックス	埼玉県幸手市 緑台一丁目19 番11号	代表取締役 佐藤 亮	株式会社 日本ウォーター テックス	神戸市兵庫区 下沢通三丁目 4番25号神戸 市管工事会館 4階402号室	令和3年12 月31日
有限会社 YM設備	神戸市西区白 水二丁目10番 11号	取締役 向 谷 悦和	有限会社 YM設備	神戸市西区白 水二丁目10番 11号	令和3年12 月31日

交 通 局
-------

神戸市交通局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年1月4日

神戸市交通事業管理者 城南 雅一

神戸市交通管理規程第9号

神戸市交通局会計規程の一部を改正する規程

神戸市交通局会計規程（昭和29年4月1日交規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定納付受託者による納付)	(指定代理者による納付)
<p>第82条の2 現金収納員又は分任現金収納員は、<u>地方自治法第231条の2の3第1項の規定により管理者が指定した者（以下「指定納付受託者」という。）が総務省令で定めるところにより、歳入等を納付しようとする者の委託を受けたときは、当該指定納付受託者による納付の方法により金銭を収納することができる。</u>この場合において当該収入の納期限にかかわらず、その指定する日まで</p>	<p>第82条の2 現金収納員又は分任現金収納員は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、納入義務者が、収入の納付に関する事務を適切かつ確実に遂行することができる者として管理者が指定をした者（以下「指定代理納付者」という。）が交付し又は付与する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）で定める証票その他の物又は番号、記号その他の符合を提示</u></p>

に、当該収入を当該指定納付受託者に納付させることができる。

- 2 前項の場合において、当該指定納付受託者が同項の指定する日までに当該収入を納付したときは、同項の承認があった時に当該収入の納付がされたものとみなす。
- 3 指定納付受託者を指定しようとするときは、出納職に協議しなければならない。
- 4 管理者は、指定納付受託者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

(徴収又は収納の委託)

第83条の2 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定による収入の徴収又は収納事務の委託をしようとするときは、委託先、委託料の見積金額、委託事務の種類、委託期間その他委託契約に必要とする内容を示す書類を作成の上、

し又は通知して、当該指定代理納付者に当該納入義務者の収入を納付させることを申し出た場合には、これを承認することができる。この場合において、収入徴収者は、当該収入の納期限にかかわらず、その指定する日までに、当該収入を当該指定代理納付者に納付させることができる。

- 2 前項の場合において、当該指定代理納付者が同項の指定する日までに当該収入を納付したときは、同項の承認があった時に当該収入の納付がされたものとみなす。
- 3 指定代理納付者を指定しようとするときは、出納職に協議しなければならない。
- 4 管理者は、指定代理納付者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

(徴収又は収納の委託)

第83条の2 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定による収入の徴収又は収納事務の委託をしようとするときは、委託先、委託料の見積金額、委託事務の種類、委託期間その他委託契約に必要とする内容を示す書類を作成の上、

出納職に協議しなければならない。  
委託の内容を変更しようとするときは  
出納職への通知を要する。

2 [略]

(支払手続)

第88条 支出担当者がその所管にかかる支払金について、支払をするときは、支出決議書を作成し、自動車事故費支出決裁書兼支出てん末簿（自動車事故費の支出に限る。）その他関係書類及び債権者の請求書を添えて出納職に送付しなければならない。但し、次に掲げるものについては、請求書の添付を要しない。

(1)～(6) [略]

(支払通知)

第89条 出納職は、前条の支出決議書を受理したときは、要件の正誤等を審査し、支払証票を作成の上、すみやかに債権者に対し支払通知をしなければならない。ただし、口座振替の方法によるときは、この限りではない。

(資金前渡)

第95条 次の各号に掲げる経費については、職員をして現金支払をさせるため、その資金を前渡金管理者に前

出納職に協議しなければならない。  
委託の内容を変更しようとするときは  
も同様とする。

2 [略]

(支払手続)

第88条 支出担当者がその所管にかかる支払金について、支払をするときは、支出科目ごとに支出決議書を作成し、自動車事故費支出決裁書兼支出てん末簿（自動車事故費の支出に限る。）その他関係書類及び債権者の請求書を添えて出納職に送付しなければならない。但し、次に掲げるものについては、請求書の添付を要しない。

(1)～(6) [略]

(支払通知)

第89条 出納職は、前条の支出決議書を受理したときは、要件の正誤、科目の適否等を審査し、支払証票の作成及び予算差引の上、すみやかに債権者に対し支払通知をしなければならない。ただし、口座振替の方法によるときは、この限りではない。

(資金前渡)

第95条 次の各号に掲げる経費については、職員をして現金支払をさせるため、その資金を前渡金管理者に前

渡することができる。

(1)～(18) [略]

(19) 自動振替払いによる電気、ガス、水道、通信料金及び日本放送協会に対して支払う受信料

(20)～(21) [略]

(繰替払)

第99条の2 次の各号に掲げる経費の支払については、当該各号に掲げる現金を繰り替えて使用することができる。

(1)～(4) [略]

(5) 第82条の2第1項の規定により納入義務者が指定納付受託者に納付させる収入に係る指定納付受託取扱手数料および指定納付受託者が納付する収入金

2 前項の規定により繰り替え払をした者は、その内容を示した計算書その他の証拠書類及び振替伝票を作成しなければならない。

(振替伝票による整理)

第101条 振替伝票により整理しようとするときは、その必要を生じた課において振替伝票を作成の上、決議を起し、関係課に合議しなければならない。

渡することができる。

(1)～(18) [略]

(19) 自動振替払いによる電気、ガス、水道、電気通信料金及び日本放送協会に対して支払う受信料

(20)～(21) [略]

(繰替払)

第99条の2 次の各号に掲げる経費の支払については、当該各号に掲げる現金を繰り替えて使用することができる。

(1)～(4) [略]

(5) 第82条の2第1項の規定により納入義務者が指定代理納付者に納付させる収入に係る指定代理納付取扱手数料 指定代理納付者が納付する収入金

2 前項の規定により繰り替え払をした者は、その内容を示した計算書その他の証拠書類及び振替伝票を作成し、すみやかに、出納職に送付しなければならない。

(振替伝票による整理)

第101条 振替伝票により整理しようとするときは、その必要を生じた課において決議を起し、関係課に合議しなければならない。但し、決議を

らない。但し、決議を必要としない振替にあつては、この限りでない。

第115条 削除

必要としない振替にあつては、この限りでない。

2 前項の決議が終つたときは、振替伝票を作成し、決議書と共に出納職に送付しなければならない。

(貯蔵品の準備)

第115条 各課長等は、毎年度開始前において翌年度の予定事業計画に基づき、年度間の貯蔵品需要量を策定し、3月31日までに出納職に通知しなければならない。

2 出納職は、前項の計画に基づき、適正な貯蔵品調達計画をたて、経営企画課長に通知しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年1月4日から施行する。

(経過措置)

2 第2条施行日以後において、地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。以下「一部改正法」という。）附則第19条第2項の規定により、一部改正法による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者による納付の方法により金銭を収納する場合については、なお従前の例による。

**監 査 委 員****監査公表第5号**

令和4年1月18日

神戸市監査委員

細川明子

同

藤原武光

同

山本嘉彦

同

山口由美

**監 査 公 表**

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、市長等から監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として講じた措置について通知があったので、同項の規定により、下記の内容について別紙のとおり公表します。

**記****令和3年度工事定期監査及び出資団体工事監査(1)**

環境局、建築住宅局、港湾局、交通局、(公財)こうべ市民福祉振興協会

